

# 「富山県公共建築物等木材利用推進方針」

## 第1 趣旨

本県の県土の3分の2を占める森林は、洪水や山崩れ、なだれなどの災害から県民の暮らしを守り、また、そこから流れ出す清浄で豊潤な水は、飲料水や農業・工業用水として利用され、神秘の海「富山湾」の豊かな水資源を育むなど、県民の生活と富山県の産業を支えてきた。

また、森林の約19%にあたる53千haのスギを中心とした人工林については、その多くが木材として利用可能な林齢となっている。この豊かな森林により育まれる木材は再生産可能な資源であり、県産材の利用を進めることは、県内林業の活性化を通して森林の適切な整備につながり、森林のもつ公益的機能の発揮に資するだけでなく、温室効果ガスの排出量削減にも繋がることから、地球温暖化の防止や資源循環型社会の構築には不可欠である。

こうした中、県では、平成28年9月に制定した「富山県県産材利用促進条例」に基づき、県産材の需要拡大と安定供給体制の整備を推進するため、「県産材の利用促進に関する基本計画」を平成29年10月に策定し、市町村や関係団体などと連携して県産材の一層の利用促進に取り組むこととしている。

さらに、これまで日本一の北洋材基地として、本県の地場産業の発展に寄与してきた木材産業を振興するためには、県産材とともに県内で製材・加工された木材を利用することが重要である。

加えて、近年、新たな木質部材に関する技術開発の進展も見られ、建築物における木材の利用について、新たな可能性も拡がりつつある。

このため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」を踏まえ富山県公共建築物等木材利用推進方針（以下「推進方針」という。）を策定し、県民生活に深く関わりのある公共建築物の木造化・内装木質化の積極的な推進を通して、木材の利用拡大を図る。

## 第2 公共建築物における木材の利用の推進

公共建築物の整備においては、木造率が低いなど木材の利用は低位にとどまっている。

このため、第1の公共建築物における木材の利用の促進の意義を踏まえ、県は率先して、公共建築物について可能な限り木造化又は内装の木質化を図るとの考え方の下で、以下の基本的事項に沿って公共建築物における利用を推進する。

また、木材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。

### 1 木材利用を促進する公共建築物

#### (1) 県又は市町村が整備する公共の用または公用に供する建築物

これらの建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、県又は市町村の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

#### (2) 県又は市町村以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、県又は市町村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・

診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

## 2 木材利用の促進の具体的方針

### （1）県取組

- ①県は、建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き、整備する低層の公共建築物については、建築物の性格を勘案しながら積極的に木造化を図ることとする。
- ②①において、防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法との混構造とする。
- ③県は、公共建築物の中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。
- ④県は、推進方針に基づく木材の利用の実施状況を定期的に把握し、課題を分析するものとする。

### （2）市町村等における木材利用の促進

県は、市町村や民間企業が整備する公共性の高い建築物等の情報を収集し、木材利用の促進を図るよう要請するとともに、木造化・内装木質化に関する情報や、木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、必要な支援を行うものとする。

## 第3 公共建築物における木材利用の目標の設定

県が整備する公共建築物の木造化推進の対象及び、県内の公共建築物における木造率の目標については、別表のとおりとする。

ただし、災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

## 第4 公共土木工事における県産材の利用の推進

県は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の県産材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所ではコストの低減を図りつつ、地盤改良用木杭や木製残存型枠など県産材製品を積極的に利用するものとする。

## 第5 公共建築物等における木材利用の推進体制に関する事項

公共建築物等における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、国の出先機関や県の関係部局、市町村、関係団体及び学識経験者等で組織する「富山県木造公共建築物等推進会議」（平成24年5月11日設置）を推進機関として、公共建築物等における木材の利用の取組を推進するものとする。

附則 この推進方針は、平成23年4月1日から適用する。

附則 この推進方針は、平成24年5月11日から適用する。

附則 この推進方針は、平成29年11月15日から適用する。